

陸運と安全衛生

気を付けて！ 荷台の高さも命取り 踏台・手すり・ヘルメット

陸災防 令和7年度安全衛生標語 荷役部門優秀作品

2025

5

No.676



富岡製糸場 繰糸所（画像提供 富岡市）

・職場における熱中症対策を強化しましょう！

 陸上貨物運送事業労働災害防止協会

職場における熱中症対策の強化について (1)

厚生労働省 労働基準局 安全衛生部 労働衛生課

安全

【わが社の災防活動】

安全社風の継承 (9)
宇和島倉庫株式会社 (愛媛県支部)

【連載 最終回】労働安全衛生規則等一部改正の解説 ～事業者が行う退避や立入禁止等～
第2回 危険個所等への搭乗禁止・立入り等が可能な個所への限定・悪天候時の作業禁止を定める法令について (10)

【連載】
荷役労働災害防止コンサルティングにおける診断結果と指導内容について (13)

【災害事例とその対策】
トラック荷台からの墜落災害 ―その昇降設備、安全ですか?― (25)

労働災害発生状況(令和7年速報) (28)

健康

【熱中症予防リーフレット】
STOP・熱中症! 熱中症対策が義務化されます (7)

【連載】マコマコ博士のメンタルヘルス2025
「耳と香りでスイッチオフ! すぐにできる気分転換」配送従事者の心と体のリセット術 (15)
精神科医 夏目 誠

【会員特別価格】熱中症対策セット販売のご案内 (26)

陸災防情報

厚生労働省認定「陸災防フォークリフト荷役技能検定」のご案内 (18)

厚生労働省認定陸災防フォークリフト荷役技能検定「出張試験」を活用しませんか? (20)

陸災防「令和7年度安全衛生標語」優秀作品を決定しました (22)

小企業無災害記録表彰 (24)

【支部の活動(フォークリフト運転競技大会)】
全国フォークリフト運転競技大会参加に向け、各都道府県で競技大会が開催されます (24)

陸災防の動き (29)

第61回全国陸上貨物運送事業労働災害防止大会in群馬のご案内 (30)

関係行政機関・団体情報

【厚生労働省】令和7年「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」実施中! (6)

【厚生労働省】全国安全週間の実施について (14)

STOP！熱中症 クールワークキャンペーン

令和6年5月1日から9月30日まで（重点取組期間：7月）主唱：厚生労働省、労働災害防止団体等

職場における熱中症対策の強化について

厚生労働省 労働基準局 安全衛生部 労働衛生課

厚生労働省では、令和7年4月15日に、熱中症の重篤化による死亡災害を防止するため、労働安全衛生規則（以下「安衛則」という。）を改正し、事業者に対し、熱中症を発症した者の早期発見のための体制整備等を義務付けます。

本稿では、令和7年6月1日に施行される改正安衛則の改正経緯及び内容について説明します。職場における熱中症対策にご活用ください。

1 熱中症による労働災害の発生状況

令和6年の職場における熱中症による死亡者数は30人であり、令和4年、5年と引き続き、3年連続で30人以上となっております。また、休業4日以上の死傷者数は、令和5年では1,106人となっております。また、夏季（6月から8月）の気温偏差については年々微増傾向にあり、熱中症のリスクは年々高まっていると言えます（図1）。

業種別の熱中症による休業4日以上の死傷災害の発生状況を見ると、過去5年間（2019年～2023年）で捉えると、建設業、製造業、運送業という順で多く発生しています（図2）。また、死亡災害では、建設業が最も多く54人、次いで製造業、警備業の18人となっております（図3）。特に建設業の事業場に対する助言時にはこのことを改めてご認識の上、対応いただきたいと思います。

図1

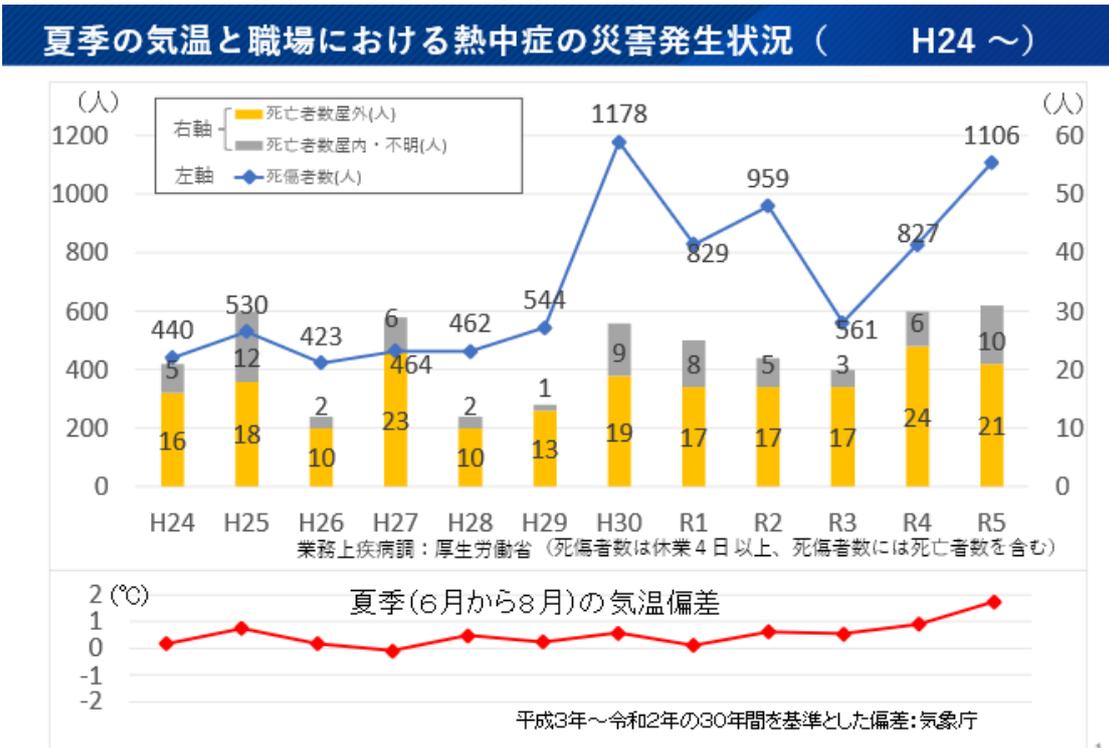


図 2

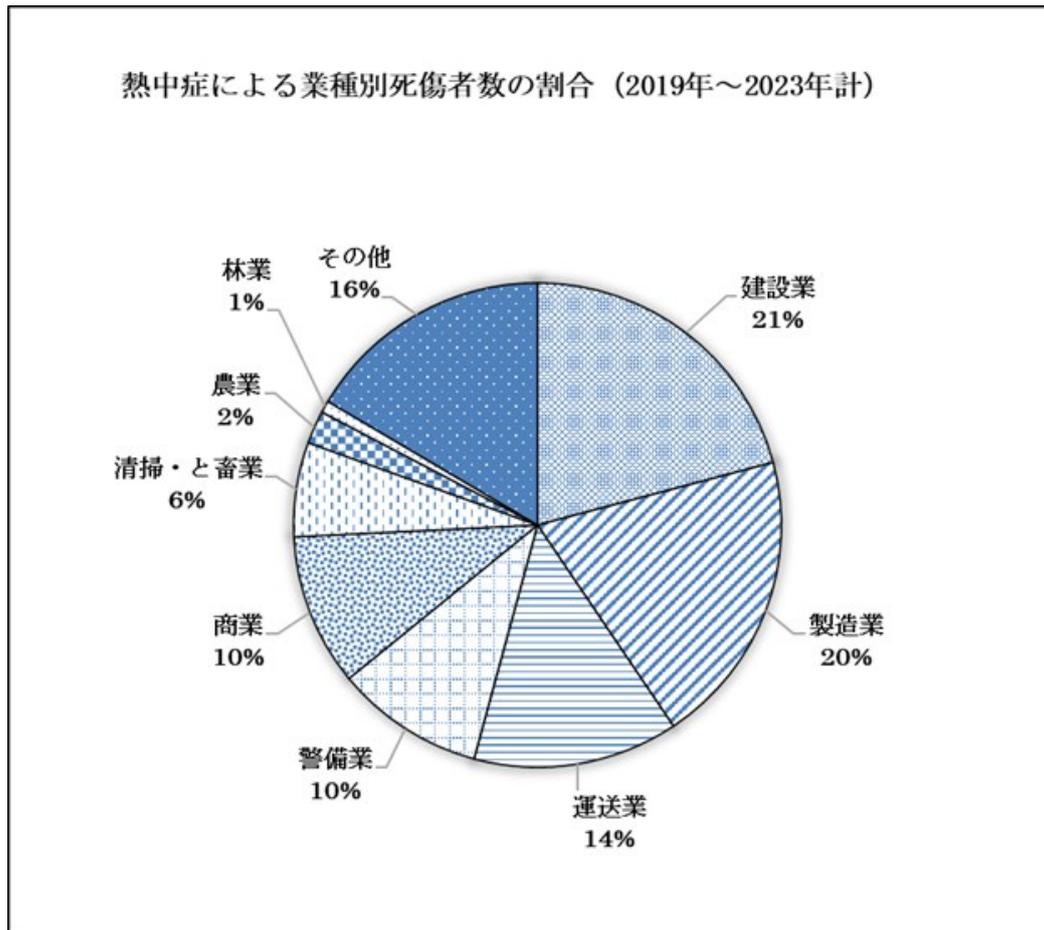
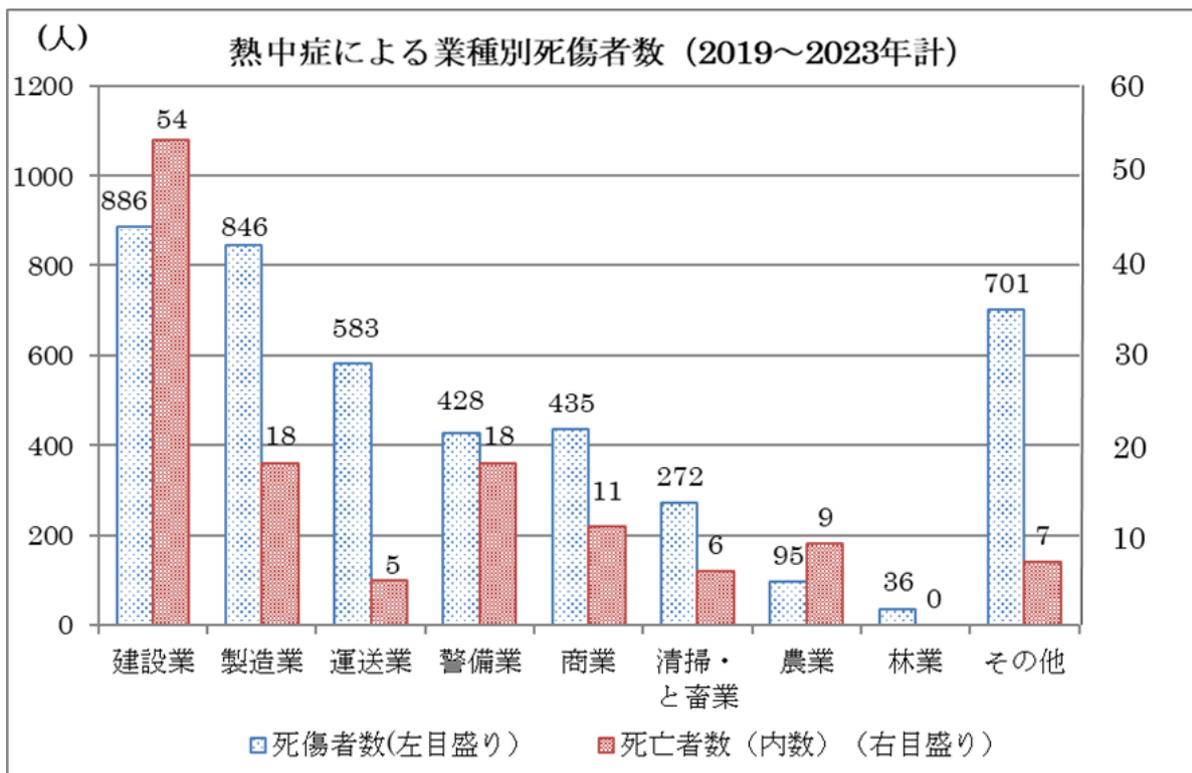


図 3



2 職場における熱中症による死亡災害の詳細な傾向と有識者ヒアリング

このような状況を踏まえ、厚生労働省では、熱中症による死亡災害を減少させるため、令和2年～令和5年の熱中症による死亡災害103件の分析を行いました。この分析では、熱中症による死亡災害には以下の傾向があることが分かりました。

- ① 死亡災害の約7割は屋外作業で発生しているため、気候変動の影響により更なる増加が懸念されること
- ② 103件のうち、100件が「初期症状の放置・対応の遅れ」により死亡災害に至ったこと
- ③ 「初期症状の放置・対応の遅れ」の要因としては、症状が重篤化した状態で発見される「発見の遅れ」と医療機関に搬送しない等の「異常時の対応の不備」に大別されること

災害分析の結果からは、早急に求められる対策として、「熱中症対策基本要綱」や「クールワークキャンペーン実施要領」で実施を求めている事項、現場で効果を上げている対策を参考に、現場において死亡に至らせない（重篤化させない）ための適切な対策の実施が必要であると考えられます。

併せて、このような状況を踏まえ、厚生労働省では、令和6年10月に、有識者によるヒアリングを実施しました。ヒアリングの結果、有識者からは以下の意見をいただきました。

- ① 「熱中症基本対策要綱」等に盛り込んでいる事項は現場において積極的に実施すべきであり、その一部については重篤化防止の観点から義務化も含めて強化することが適当。
- ② 熱中症を重篤化させないためには、以下の2点が重要
ア 可能な限り早期に異常が認められる者（熱中症になりそうな者）を発見すること
イ 異常が認められる者に対し、「暑熱作業からの早期離脱」、「早期の身体冷却」、「有効な休憩設備の利用」、「躊躇ない医療機関への移送（水分摂取等の様子がおかしい場合）」を実施すること
- ③ 熱中症を重篤化させないためには、各現場において、「作業内容や作業環境に伴う熱中症リスク」や上記ア、イの具体的実施方法を分かりやすい形で管理者・作業者が共有することが重要。
- ④ 具体的な措置を事業者に義務付ける場合の基準は設けるべきだが、WBGTや気温の数値のみで一律に定めるのではなく、「WBGTの値」、「作業強度」、「作業時の着衣の状況」等の組合せによる必要があるが、WBGT28度を超えると急激に、救急搬送者数も増えるため、これを一つの線引きとすることが適当。
- ⑤ 異常を発見するための対応としては、職場巡視等によって自覚症状の有無や受け答えに異変がないかを確認することが必要であるが、具体的な実施方法については、現場の実情に応じ、バディ制やウェアラブル端末の活用など実効性の高い方法とすべき。
- ⑥ 異常が認められる者が発生した場合の対応に関する教育については非常に重要。作業員に対する教育は、「熱中症基本対策要綱」で示している「熱中症予防管理者」など、熱中症予防対策に詳しい管理者を各現場において選任し、その者が中心となって実施することが望ましい。

3 熱中症による死亡災害の多発を踏まえた対策の強化について

厚生労働省では、熱中症による災害発生状況や、災害分析、有識者ヒアリング、関係業界との意見交換を踏まえ、今後の熱中症対策として熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防止するため、事業者に対し、

- ① 熱中症のおそれがある作業*を行う際に、
 - ・ 「熱中症の自覚症状がある作業中者」
 - ・ 「熱中症のおそれがある作業中者を見つけた者」
 がその旨を報告するための体制（連絡先や担当者）を事業場ごとにあらかじめ定め、関係作業員に対して周知すること

- ② 熱中症を生ずるおそれのある作業を行う際に、
 - ・ 作業からの離脱
 - ・ 身体のコールド
 - ・ 必要に応じて医師の診察又は処置を受けさせること
 - ・ 事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等
 など、熱中症の症状の悪化を防止するために必要な措置に関する内容や実施手順を事業場ごとにあらかじめ定め、関係作業員に対して周知すること

※ 「熱中症のおそれがある作業」とは、WBGT（湿球黒球温度）28度又は気温31度以上の作業において行われる作業で、継続して1時間以上又は1日当たり4時間を超えて行われることが見込まれるもの

を義務付ける改正安衛則を、令和7年4月15日に公布しました。改正安衛則は、同年6月1日から施行されますので、事業者に対する助言を行う際はこちらについて周知をお願いします。

特に、熱中症の症状の悪化を防止するために必要な実施手順については、図4や図5に例示するフロー図を参考に、事業場

ごとに業務実態に合わせてあらかじめ決めていただくことが必要となります。事業場独自に決めていただいても結構です。また、事業場において熱中症の症状が疑われる場合の報告先については、必要に応じて、図6の例などを参考に掲示いただきたいと考えています。

4 「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」について

厚生労働省では、労働災害防止団体や関係省庁と連携し、毎年5月から9月まで、「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」を実施しています。これにより、全ての職場において熱中症対策が講じられるよう広く呼びかけています。

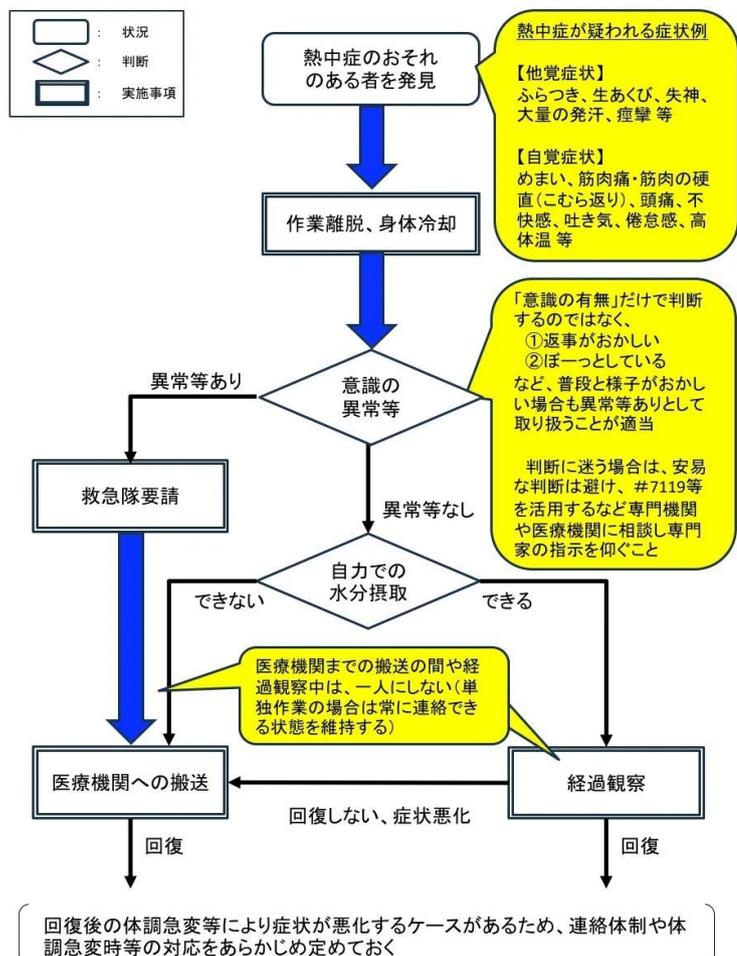
本キャンペーンでは、特に次の3点について重点的に呼びかけています。

- ・ 暑さ指数（WBGT）の把握とその値に応じた熱中症予防対策を適切に実施すること
- ・ 熱中症のおそれのある労働者を早期に見つけ、身体冷却や医療機関への搬送等適切な措置が

図4

熱中症のおそれのある者に対する処置の例（フロー図）

別添①



できるための体制整備等を行うこと

- 糖尿病、高血圧症など熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病を有する者に対して医師等の意見を踏まえた配慮をおこなうこと

職場における労働衛生対策は、作業環境管理、作業管理、健康管理の3管理が基本です。これに労働衛生管理体制と労働衛生教育を加えた5原則は、熱中症対策においても基本となる取組です。そのため、まず、どのような作業環境なのかを知ることが必要です。自分たちの作業現場は、熱中症の危険性がどの程度なのか、高まっているのかを、客観的に確認するため、暑さ指数（WBGT）を把握し、作業場所において基準値を超えるおそれがある場合には、熱中症になる可能性が高くなるので対策を講じることが必要です（例えば、酸欠のリスクのあるタンクに、酸素濃度を測らないで入ることはあり得ませんが、熱中症対策では暑さ指数（WBGT）の把握に相当するので、対策を講じる上で極めて重要といえます）。

暑さ指数（WBGT）の把握は、WBGT測定計（JIS準拠のものを使用ください）で自分の職場を測定することが基本ですが、できない場合は、[熱中症予防情報サイト](#)で確認してください（二次元コードはこちら→）。

なお、本年から改正気候変動適応法が施行され、令和3年からの「熱中症警戒アラート」を「熱中症警戒情報」として法に位置付け、「熱中症特別警戒情報」が新設されました。それに基づき、「熱中症特別警戒アラート」、「熱中症警戒アラート」が発令されることになりました。「熱中症警戒アラート」は、昨年約1,700回発表され、一昨年の約1.4倍に達しましたが、「府県予報区内のいずれかの暑さ指数情報提供地点における、翌日・当日の日最高暑さ指数（WBGT）が33に達すると予測される場合」に発令されます。

本年から新たに発令される「熱中症特別警戒アラート」は、「都道府県内において、全ての暑さ指数情報提供地点における翌日の日最高暑さ指数（WBGT）が35に達すると予測される場合」に発令されます。「熱中症警戒アラート」は前日午後5時及び当日午前5時

図5

熱中症のおそれのある者に対する処置の例(フロー図) 別添②

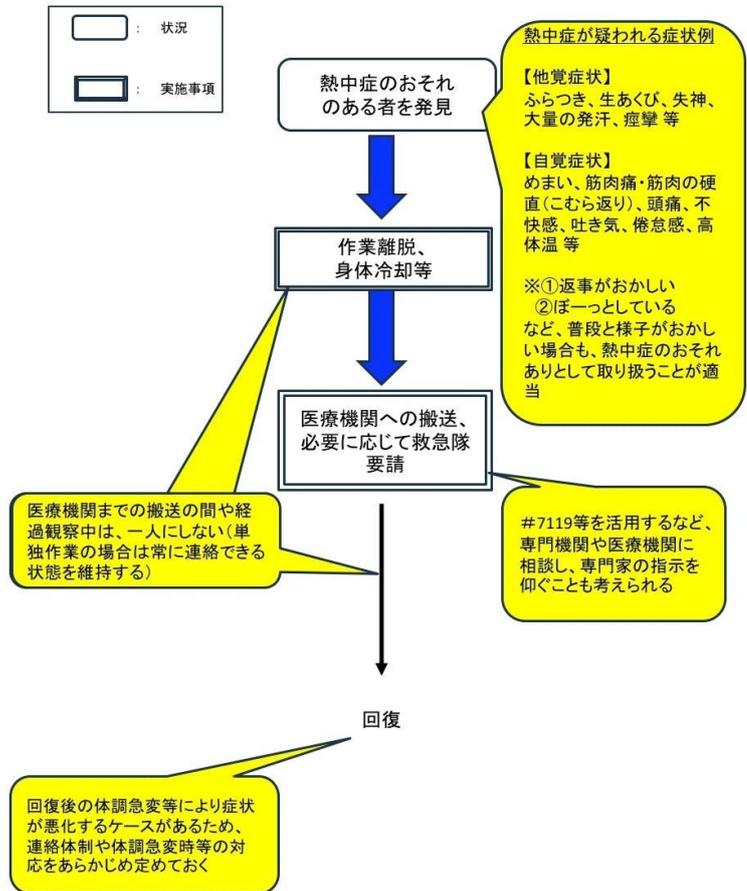


図6

熱中症発生時（疑いを含む）の報告先

責任者 ○○○○（電話○○-○○○○）
代理 ○○○○（電話○○-○○○○）



熱中症予防情報サイト

頃、「熱中症特別警戒アラート」は前日午後2時頃に発表されるので、あらかじめ発令状況を確認した上で、当日または翌日の作業計画を立てることも重要です。

「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」では、まず暑さ指数（WBGT）を把握し、それに応じて対策を講じることを求めています。暑さ指数（WBGT）を把握していない職場では、ぜひ実施してください。なお、実測した暑さ指数（WBGT）は、作業ごとの身体作業強度や衣類、暑熱順化の状況によって評価する必要があります。

特に、キャンペーンの重点取組期間（7月）中に、事業者において実施していただきたい事項は次のとおりです。

(1) 作業環境管理

暑さ指数（WBGT）の低減対策について、効果を再確認し、必要に応じ追加対策を行う。

(2) 作業管理

① 期間中に梅雨明けを迎える地域が多く、急激な暑さ指数（WBGT）の上昇が想定されるが、労働者の暑熱順化ができていないことから、プログラムに沿ってそれを行うとともに、暑さ指数（WBGT）に応じた作業の中断等を徹底する。

② 水分及び塩分の積極的な摂取や熱中症予防管理者等による確認の徹底を図る。

(3) 健康管理

当日の朝食の未摂取、睡眠不足、体調不良、前日の多量の飲酒、暑熱順化の不足等について、作業開始前に確認、巡視の頻度を増やす。

(4) 労働衛生教育

期間中は熱中症のリスクが高まっていることを含め、重点的な教育を行う。

(5) 異常時の措置

キャンペーン期間中に実施する異常時の措置に加え、体調不良の者を休憩させる場合は、状態の把握が容易に行えるように配慮し、事前に周知されている担当者に連絡を行い、あらかじめ定められた措置の実施手順に従い対処すること。なお、判断に迷う場合は、#7119等を活用することも有効である。

5 おわりに

熱中症は、適切な予防法を知っていれば（ほとんどの場合）防ぐことができるといわれます。「自分たちの職場から熱中症による死傷者を出さない」という決意を持って対応いただければと思います。本稿で紹介したデータ等は厚生労働省ホームページで提供していますので、ぜひご活用いただき、職場における熱中症対策に一層取り組んでいただければと思います。

【厚生労働省からのお知らせ】

令和7年「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」実施中！

厚生労働省は、5月から9月まで、陸災防を含む労働災害防止団体などと連携し、「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」を実施しています。

「熱中症予防のための情報・資料サイト」、「職場における熱中症予防情報」等の情報を活用いただき、熱中症予防対策にお取り組みください。

熱中症予防のための情報・資料サイト

https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/nettyuu/nettyuu_taisaku/index.html

職場における熱中症予防情報 <https://neccyusho.mhlw.go.jp/>

STOP・熱中症！ 熱中症対策が義務化されます

令和7年6月1日施行の改正労働安全衛生規則により、熱中症対策が義務化されます。熱中症について正しい知識を身につけ、適切に対処しましょう。

陸運業では、熱中症による死亡災害が急増しています（令和5年1人、令和6年6人）

発生月	業種	年代	気温℃	事案の業務・作業概要
7	陸上貨物取扱業	30歳代	33.2	倉庫作業員。倉庫内で、電線ドラムのピッキング作業中。
7	一般貨物運送事業	50歳代	36.0	長距離の貨物輸送ドライバー。トラックへ建設資材の積み込み作業中。
7	一般貨物運送事業	60歳代	35.7	ダンボールの配送業務ドライバー。フォークリフトの横に仰向けに倒れていた。
8	陸上貨物取扱業	40歳代	39.3	倉庫作業員。倉庫内で自動車部品の容器への詰め替え作業中。
8	特定貨物自動車運送業	60歳代	32.6	ガスボンベの輸送業務ドライバー。ガスボンベをプラットフォームに下ろし作業中。
9	一般貨物運送事業	40歳代	29.6	ドライバー。天井クレーンを用い、トラックの荷台上でパイプ束の玉掛け作業中。

休業4日以上[※]の死傷災害も近年増加の一途を辿っており、陸運業にとって熱中症対策は喫緊の課題です。

なお、熱中症はドライバーだけでなく、**構内作業員**によるものも増加しており、注意が必要です。

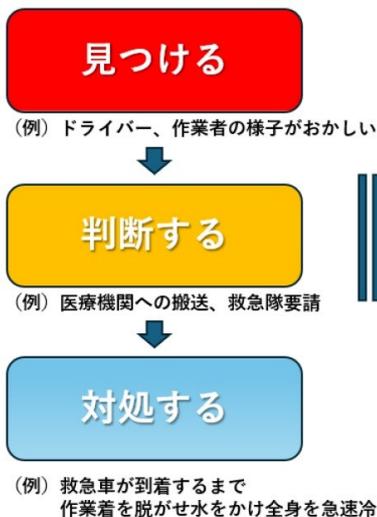


運送業における熱中症の推移（人）



熱中症対策の義務化により、以下の取組が必要となります。

基本的な考え方



現場における対応

熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防止するため、

「体制整備」「手順作成」「関係者への周知」

が事業者[※]に義務付けられます。

「熱中症の自覚症状がある作業員」や「熱中症のおそれがある作業員を見つけた者」がその旨を報告するための体制整備及び関係作業員への周知。

熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に迅速かつ確な判断が可能となるよう、

- ① 事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等
- ② 作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症による重篤化を防止するために必要な措置の実施手順の作成及び関係作業員への周知

【対象となる作業】

「WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施」が見込まれる作業



熱中症のおそれのある者に対する処置の例（フロー）

【対象となる作業】

WBGT（暑さ指数）28度以上
又は気温31度以上の環境下

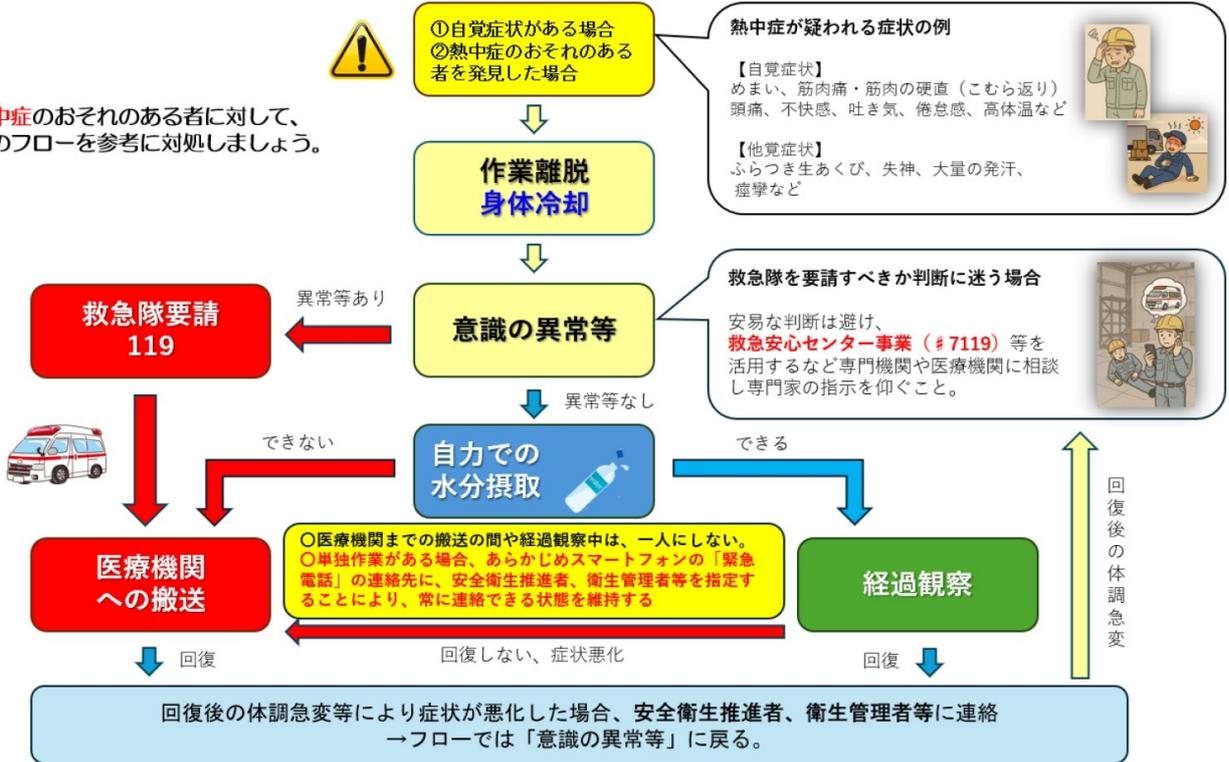


※WBGT値はWBGT指数計又は環境省HPで確認

+

連続1時間以上又は1日4時間を
超えて実施が見込まれる作業

熱中症のおそれのある者に対して、
右のフローを参考に対処しましょう。



いつもと違うと思ったら、熱中症を疑え

あれっ、何かおかしい

手足がつる

立ちくらみ・めまい

吐き気

汗のかき方がおかしい



これも初期症状

何となく体調が悪い

すぐに疲れる

あの人、ちょっとヘン

イライラしている

フラフラしている

呼びかけに反応しない

ボーツとしている

熱中症 正しい知識と 正しい対処 即時の判断 命を守る

令和7年度安全衛生標語 健康部門優秀作品



令和6年度安全衛生表彰「優良賞」受賞事業場

安全社風の継承

宇和島倉庫株式会社（愛媛県支部）

1 会社概要

弊社は、昭和33年に創業し、愛媛県宇和島市で大型車11両、小型車2両を所有し、青果物及び一般貨物を主とした長距離運送を業務とし、四国、関東方面への運送を主として行っています。



2 安全への取組

(1) 社内安全会議

弊社では、陸災防やトラック協会等から配布される資料を基に、随時安全会議を開催しています。

(2) 荷主との会議

4月～6月に各月1回程度、9月～3月期の実績を基に来期に向けての会議を開催します。

8月・9月に各月1回程度開催し、4月～6月の会議で挙げた改善点の現況を確認して9月からの輸送開始に備えます。

(3) 安全スローガンの設定

法定速度・安全速度・十分な車間距離を徹底する

(4) 社内安全教育の実施

日々、配車指示書の内容に沿って指示・確認を行っています。

(5) トラック等における積卸し作業の災害防止対策

周囲の状況確認を基本とし、慌てず急のつく動作をしないことを徹底しています。

(6) 交通労働災害防止活動

ヒヤリハット、KYTトレーニングをトラック協会等から配布される資料で随時行っています。

(7) その他

作業前の準備運動、作業後のストレッチを徹底しています。

3 労働衛生への取組

(1) 過重労働対策

令和6年4月適用の「自動車運転者の労働時間の改善のための基準」に基づき、各荷主に休憩時間の確保を要請しました。

積込作業時間・付帯作業時間等の労働時間の改善対応を行ってこない荷主は取引を停止しました。

(2) メンタルヘルス対策

点呼時に体調等の確認を行っています。

(3) 健康診断、有所見者への対応

有所見者には二次検査をすぐに予約させ、その後の検査結果を把握して乗務割を作成しています。

(4) 熱中症・感染症対策

熱中症対策として冷風ベスト、塩飴を支給しています。

感染症対策としてワクチン接種費用を会社が負担しています。

4 その他

弊社では、月間無事故者及び年間無事故者へ手当を支給しています。

5 結びに

先輩ドライバーから後輩ドライバーへの安全に対する心構えや技術の指導等が継承されており、これが社風であり、伝統になっています。

管理者による指導は、一通りのことは行っていますが、我が社のドライバーの伝統は将来にもつなげていきたいです。

【連載】労働安全衛生規則等一部改正の解説 ～事業者が行う退避や立入禁止等～ 第2回 危険個所等への搭乗禁止・立入り等が可能な個所への 限定・悪天候時の作業禁止を定める法令について

本誌3月号において「令和7年4月から事業者が行う退避や立入禁止等について～労働安全衛生規則等（以下「規則等」といいます。）が一部改正されます～」をご紹介しました。

この規則等の改正により、義務付けられた保護措置は次のとおりです。

- 危険個所等への立入禁止
- 危険個所等への搭乗禁止
- 立入り等が可能な個所への限定
- 悪天候時の作業禁止



これらの保護措置実施対象者は、改正前は作業場に直接雇用される「労働者」のみでしたが、改正により対象者が拡大し、「作業場で何らかの作業に従事する全ての者」に対しても措置が義務付けられました。

今回の労働安全衛生規則等改正のうち陸運業に関係の深い部分について、2回にわたって解説しています。今回は、規則等改正のうち陸運業に関係の深い部分の「危険個所等への搭乗禁止」「立入等が可能な個所への限定」「悪天候時の作業禁止」について、関係法令の各条を抜粋し解説します。

労働安全衛生規則

（搭乗の制限）

第151条の13 事業者は、車両系荷役運搬機械等（不整地運搬車及び貨物自動車を除く。）を用いて作業を行うときは、当該作業場において作業に従事する者を乗車席以外の箇所に乗せてはならない。ただし、墜落による危険を防止するための措置を講じたときは、この限りでない。

（荷台への乗車制限）

第151条の72（1項省略）

2 作業に従事する者は、前項の場合において同項の荷台に乗車してはならない。

（搭乗の制限）

第151条の81 事業者は、コンベヤーを使用する作業場において作業に従事する者を運転中のコンベヤーに乗せてはならない。ただし、作業に従事する者を運搬する構造のコンベヤーについて、墜落、接触等による危険を防止するための措置を講じた場合は、この限りでない。

2 前項の作業場において作業に従事する者は、同項ただし書の場合を除き、運転中のコンベヤーに乗ってはならない。

クレーン等安全規則

（搭乗の制限）

第26条 事業者は、クレーンを使用する作業場において作業に従事する者を、クレーンにより運搬し、又はつり上げて作業させてはならない。

第27条 事業者は、前条の規定にかかわらず、作業の性質上やむを得ない場合又は安全な作業の遂行上必要な場合は、クレーンのつり具に専用の搭乗設備を設けて当該搭乗設備に労働者（作業の一部を請負人に請け負わせる場合においては、労働者及び当該請負人）を乗せることができる。

2 事業者は、前項の搭乗設備については、墜落による危険を防止するため次の事項を行わなければならない。

一 搭乗設備の転位及び脱落を防止する措置を講ずること。

二 労働者に要求性能墜落制止用器具（安衛則第130条の5第1項に規定する要求性能墜落制止用器具をいう。）その他の命綱（以下「要求性能墜落制止用器具等」という。）を使用させること。

三 作業の一部を請負人に請け負わせる場合は、当該請負人に対し、要求性能墜落制止用器具等を使用する必要がある旨を周知させること。

四 搭乗設備を下降させるときは、動力下降の方法によること。

3 労働者は、前項の場合において要求性能墜落制止用器具等の使用を命じられたときは、これを使用しなければならない。

（搭乗の制限）

第72条 事業者は、移動式クレーンを使用する作業場において作業に従事する者を、移動式クレーンにより運搬し、又はつり上げて作業させてはならない。

【解説】

1 搭乗禁止の方法としては、必ずしも事業者が常時監視する必要はなく、禁止する旨を見やすい箇所に表示する方法や口頭で確実に伝達する方法が認められます。

2 悪天候時の作業禁止の方法としては、必ずしも事業者が常時監視する必要はなく、禁止する旨を見やすい箇所に表示する方法や口頭で確実に伝達する方法が認められます。

労働安全衛生規則

（修理等）

第151条の15 事業者は、車両系荷役運搬機械等の修理又はアタッチメントの装着若しくは取外しの作業を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、その者に次の事項を行わせなければならない。

一 作業手順を決定し、作業を直接指揮すること。

二 第151条の9第1項ただし書に規定する安全支柱、安全ブロック等の労働者の使用状況を監視すること。

【解説】

本規定は、車両系荷役運搬機械等の修理等の状況の監視対象を労働者に限定していますが、これは、労働者以外の作業に従事する者と作業指揮者との間に指揮命令関係が存在しないことを踏まえ、対象を明確化したものです。なお、労働者以外の作業に従事する者について、作業指揮者が監視することを妨げるものではありません。

（積卸し）

第151条の62（1項省略）

2 事業者は、前項の作業に関係する者以外の者（労働者を除く。）が同項の作業を行う箇所に立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止しなければならない。

（昇降設備）

第151条の67（1項省略）

2 前項の作業に従事する者は、床面と荷台との間及び床面と荷台上の荷の上面との間を昇降するときは、同項の昇降するための設備を使用しなければならない。

（積卸し）

第151条の70（1項省略）

2 事業者は、前項の作業に関係する者以外の者（労働者を除く。）が同項の作業を行う箇所に立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止しなければならない。

（作業指揮者の選任及び職務等）

第420条（1項省略）

2 事業者は、前項の作業を行う箇所に当該作業に関係する者以外の者（労働者を除く。）が立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止しなければならない。

【解説】

事業者には、特定の業務又は作業を行う場所について、請負関係の有無にかかわらず、労働者以外の者も含めて立入禁止等の措置を講ずる義務が新たに課されますが、これら立入禁止等の義務が及ぶ場所の範囲は、当該業務又は作業が行われている一定の区切られた範囲（当該業務又は作業の影響が直接的に及ぶと考えられる合理的な範囲）です。

なお、当該範囲は、今回の改正により、これまで労働者に対する義務が生じていた範囲と、異なるものではありません。

（悪天候時の作業禁止）

第522条 事業者は、高さが2メートル以上の箇所で作業を行う場合において、強風、大雨、大雪等の悪天候のため、当該作業の実施について危険が予想されるときは、当該作業を行わせてはならない。

【解説】

事業者は、悪天候のため特定の作業の実施について危険が予想されるときは、当該作業に労働者を従事させてはならないとされてきましたが、労働者以外の者も含めて、悪天候時に当該作業を行わせてはならないこととなりました。悪天候時の作業禁止の方法としては、必ずしも事業者が常時監視する必要はなく、禁止する旨を見やすい箇所に表示する方法や口頭で確実に伝達する方法が認められます。

【連載】（第3回）

荷役労働災害防止コンサルティングにおける診断結果と指導内容について

陸上貨物運送事業労働災害防止協会 安全管理士

陸災防では労働災害を発生させた陸運事業場等に対して、安全管理士による「荷役労働災害防止対策コンサルティング事業」（以下「コンサルティング」という。）を行っています。本連載では、実施したコンサルティングの内容等を紹介し、貴事業場における労働災害防止対策の参考にしていただければ幸いです。

1 コンサルティング実施事業場

- (1) 実施事業場：陸運業 従業員104名
- (2) 実施時期：11月
- (3) 被災者：運転者／28歳／経験年数6年
- (4) 被災状況：右肘骨折（休業見込み2月）
- (5) 車両：バン車／11tトラック（保冷車）
- (6) 保護具：保護帽、ゴム引き軍手（自主購入）、安全スニーカー

2 ヒアリングの内容

(1) 災害発生状況

荷卸し先で納品するため冷蔵倉庫のドックシャッターを開ける際、開閉用に取り付けられたワイヤーを勢いをつけて引っ張ったところ、ワイヤーが抜けてバランスを崩し身体をひねりながら床の上に倒れ、右肘関節部を骨折した。

(2) 災害の原因

- ・ドックシャッターの開閉機構が故障していた。
- ・「故障中」の貼紙はあったが、被災者事業場には知らされていなかった。
- ・被災者は初めて行く現場であったため、気が付かなかった。
- ・配車担当者としては、被災者を初めて行かせる現場であったが、取り扱うシャッターが現場毎に違うわけではないので、問題ないと判断した。

(3) 現場で行われていた安全対策など

- ・故障中の貼紙

(4) 安全管理の状況

- ・雇入れ時に、配送ルート別に1～2週間の添乗教育を行っている。
- ・配送ルートは配車担当が決め、ルート別に教育担当を決め教育している。
- ・手順、注意事項等の教育内容は、ルート別の教育担当が経験に基づき指導して

いる。

- ・運転者への定期的な教育指導は、国土交通省の定める「法定12項目」を実施している。
- ・荷役作業の教育については、上記の添乗教育時に指導している。
- ・トラック日常点検の手順書は決めている。
- ・他社で事故が発生した都度、荷主から得た情報等を乗務前・乗務後点呼、朝礼等を通じて従業員に通知し注意喚起をしている。

3 指導・助言事項

- (1) 設備に故障等の不備がある場合は、貼紙だけでなくカラーコーン／バーなどの設置を依頼すること。
- (2) 「シャッター周りを確認し、『故障中』『注意』など事前に知らされていない貼紙がある場合は、現地で荷主担当者に確認する」または「自社に電話して確認する」などを教育に織り込むこと。
- (3) 荷役ガイドラインに記載されている「労働者の遵守事項」を「法定12項目」の教育に織り込んで、荷役作業の安全についても定期的かつ継続的な指導・教育を行うこと。

4 コンサルティングを終えて

- (1) 今回のケースでは、被災者本人が「故障中」の貼紙に気付かなかったことが直接の原因となっています。作業の手順は他の現場で経験してきたものであっても、初めての現場で緊張しながら他社の車両の動きにも注意を払いつつの作業で、貼紙を見落とすこともありえます。
- (2) 設備が故障や不具合により使用できない場合は、荷主等から事前に各運送会社宛てに通知することを荷主等との協議でルール

化しておくことも重要です。また、通知だけでなく現場サイドで、荷主等の従業員の安全の確保にも有用な、カラーコーン／バーの使用などの明らかに目で見て分かるような対策をしていただけるように荷主等と打合せができれば、運送会社内で連絡モレ、指示モレや聞き忘れがあっても災害防止に役立ちます。

- (3) 安全教育について、「12項目の教育」は資料やカリキュラムも整理され、法によりその実施が求められています。しかし、荷役作業等教育、指揮者教育や従事者教育に

については資料やカリキュラムはあるものの運送会社はその業務に合わせ必要な教育を自主的に行うことを求めているため、なかなか周知徹底がされていないのが現状です。それでも、荷主等や関係会社から情報を得て必要に応じ各々の教育を行っていますが、社内で教育担当者がOJTにより教育指導する場合は、管理者は誰が誰に何をどれだけ指導しているか、使用している設備・作業手順・各現場の特異性等の確認を行い、資料として整備しておくことが必要です。

【陸災防協賛の厚生労働省の取組】

+ 全国安全週間 +

多様な仲間と 築く安全 未来の職場

厚生労働省では、7月1日(火)から7日(月)までを「全国安全週間」、6月1日(日)から30日(月)までを準備期間として、各職場における巡視やスローガンの掲示、労働安全に関する講習会の開催など、さまざまな取組を実施します。

今年で98回目となる全国安全週間は、労働災害を防止するために産業界での自主的な活動の推進と、職場での安全に対する意識を高め、安全を維持する活動の定着を目的としています。

これまで、事業場では、労使が協調して労働災害防止対策が展開されてきました。この努力により労働災害は長期的には減少しておりますが、令和6年の労働災害については、死亡災害は前年を下回る見込みであるものの、休業4日以上死傷災害は前年を上回る見込みであり、近年、増加傾向に歯止めがかからない状況となっております。

特に、転倒や腰痛といった労働者の作業行動に起因する死傷災害、墜落・転落などの死亡災害が依然として後を絶たない状況にあります。

また、労働災害を少しでも減らし、労働者一人一人が安全に働くことができる職場環境を築くためには、令和5年3月に策定された第14次労働災害防止計画に基づく施策を着実に推進するための不断の努力が必要であり、計画年次3年目となる令和7年度においても、労使一丸となった取組が求められます。

そのため、令和7年度は、「多様な仲間と 築く安全 未来の職場」のスローガンの下、全国安全週間を実施することとしました。

実施要綱等、詳細は次のURLからご覧ください（厚生労働省ホームページ）。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_57195.html

【連載】

メンタルヘルスのスペシャリストによる連載です

マコマコ
博士のメンタルヘルス 2025
(第5回)テーマ「耳と香りでスイッチオフ！すぐにできる気分転換」
配送従事者の心と体のリセット術

精神科医 夏目 誠

さあ、リセットしよう！！



陸運業で働く方々は、多くの人々に喜びや便利を届けてくれます。「感謝で一杯、品物が欲しかったんだ。」「ほしい本がすぐ届いて嬉しい。」「ドリンクは重たい、女手では難しく配送していただき大助かりよ！」との声をよく聞きます。このように配送による喜びの声は励みになるのですが、長時間の運転や荷卸し作業だけでなく、待機中の座りっぱなしで肩や腰が凝り固まり、放置すると慢性疲労や痛みが取れにくくなってしまいます。こんな時だからこそ、短時間で実践できるセルフケアで心身をリセットする方法が重要です。

このような時、どうすれば良いのでしょうか？



漫画のように運転中は緊張や疲労がたまりやすいもの。しかも重いものの配達が重なる。そんなとき有効な気分転換法は…

1 耳でスイッチを⇒「1分」が効く

- SpotifyやApple Musicなど、お好みの音楽アプリで自然音やリラックス音源を再生。
- 自律神経を整える環境音（川のせせらぎ、鳥のさえずり、海の波音など）がおすすめ。
- 聞きたいものを事前に用意し、車中で短時間の休憩を取りながら再生するだけでOK。



帰宅後のお茶タイムに継続



帰宅して、お茶しながら聴いてね。さらにリラックスしますよ。

2 香りで即スイッチオフ

香りは脳にダイレクトに働きかけるので、即効性をおすすめの使い方

- おすすめの使い方

- ① 吊り下げ型アロマ（車内用）
- ② ロールオンアロマ（手首に塗るタイプ）

- お好みの香りで



表：香りの種類で効果も変わります。

香り	効果
ラベンダー	・強いリラックス効果 ・ストレス軽減
レモン／グレープフルーツ	・気分をシャキッとリフレッシュ ・疲労感の緩和
ミント系	・爽やかな香りで気持ちを鎮める ・運転中の集中力をサポート

ネットで検索します と「レモンの香りで、気分がシャキッとした」

「帰宅後、寝室にラベンダーを吊るして、すっと眠れるようになった」などがあります。お好みの香りで寛いでくださいね。

皆さん、良かったらすぐに実行しましょう！！

最後に「マコトの一言」で締めくくります。

マコトの一言



本原稿はChatGPT“4Xo”のストレス解消法提案を使用しながら
夏目の考えと知識で作成しました。

令和7年10月15日・12月3日実施

厚生労働省認定

陸災防フォークリフト荷役技能検定のご案内



厚生労働省認定「陸災防フォークリフト荷役技能検定」を令和7年10月15日(水)、令和7年12月3日(水)に実施します。

この検定試験は、フォークリフト運転技能講習修了者等を対象に、より安全で正確かつ迅速な作業を評価・認定し、労働災害の防止に寄与することを目的とした制度です。

多数のフォークリフト運転者の皆さまのご参加をお待ちしています。



団体等検定制度
ロゴマーク

技能の程度について

- 1級** フォークリフト運転技能講習修了後5年程度のフォークリフトによる荷役作業の実務経験を有する上級のフォークリフト運転者
- 2級** フォークリフト運転技能講習修了後3年程度のフォークリフトによる荷役作業の実務経験を有する中級のフォークリフト運転者

受検資格

- 1級** 陸災防フォークリフト荷役技能検定2級合格後2年以上の実務経験を有する者等^{(注1)(注2)}
- 2級** フォークリフト運転技能講習修了後2年以上の実務経験を有する者^(注2)
- (注1)令和5年度以前に実施の検定試験2級合格者。
- (注2)令和5年度以降に実施の検定試験一部合格者は、合格となっている科目（学科又は実技）が免除されます。

検定日

- 検定日 第1回：令和7年10月15日(水)
第2回：令和7年12月 3日(水)



受検会場

10月15日(水)

受検地	岩手	秋田	群馬	埼玉	東京	岐阜	福岡
1級	学科のみ	学科のみ	学科のみ	学科・実技	学科のみ	学科のみ	学科のみ
2級	学科・実技	学科・実技	学科のみ	学科・実技	学科のみ	学科・実技	学科・実技
2級リーチ	-	-	-	学科・実技	-	-	-

12月3日(水)

受検地	群馬	東京	静岡	愛知	愛媛
1級	学科のみ	学科のみ	学科のみ	学科・実技	学科・実技
2級	学科のみ	学科のみ	学科・実技	学科・実技	学科・実技
2級リーチ	-	-	-	学科・実技	-



- ・1級試験は、カウンターバランス式のみを実施します（リーチ式は実施しません）。
- ・2級試験は、カウンターバランス式とリーチ式の実施があります（リーチ式は埼玉・愛知のみ）。

試験科目

試験科目		試験内容の概要	配点	
			1級	2級
学科試験		関係法令、フォークリフトの走行・荷役・力学及び一般的な荷役作業についての知識(計50問) ※1級と2級では、難易度が異なります。	300点	300点
実技試験	(点検試験)	作業開始前点検(43項目)の点検を行う。そのうち、不具合箇所(複数箇所)を指摘する。	100点	/
		作業開始前点検(カウンター43項目/リーチ25項目)の点検を行う。		
	(運転試験)	所定の運転コースで、適切な走行、運搬、積卸し作業を行う。	600点	500点

受検費用

- 1級 ・ 学科試験受検手数料 会員：5,500円（税込） 非会員：6,600円（税込）
 ・ 実技試験受検手数料 会員：27,500円（税込） 非会員：33,000円（税込）
 2級 ・ 学科試験受検手数料 会員：5,500円（税込） 非会員：6,600円（税込）
 ・ 実技試験受検手数料 会員：22,000円（税込） 非会員：26,400円（税込）

受検申請の方法

以下の受検申請書をダウンロードし、申請書に必要事項をご記入の上、陸災防本部までFAX又は郵送にてお送りください。

[【1級受検申請書 \(Excel\)】](#)

[【2級受検申請書 \(Excel\)】](#)

検定についての問合せ先

陸上貨物運送事業労働災害防止協会 技術管理部 TEL 03-3455-3857 FAX 03-3453-7561



学科試験



点検試験



運転試験



運転試験

厚生労働省認定 陸災防フォークリフト荷役技能検定 「出張試験」を活用しませんか？

当協会では実施しています陸災防フォークリフト荷役技能検定試験は、より多くの方々に受検する機会を作っていただけるよう、出張試験（陸災防フォークリフト荷役技能検定2級出張試験）を実施しております。これまで、実施日、場所等の関係で当検定を利用することが困難だった企業には、ニーズに応じて出張試験を実施いたします。

出張試験の概要

1 趣旨・目的

陸災防の運営スタッフ（審査員、実施管理者）が、受検を希望する企業等の施設（試験会場）に出張し、希望企業等の受検者に検定2級試験を実施するものです。

なお、試験会場は、希望企業等の施設を原則としますが、自前で試験会場を用意できない場合は、検定試験を実施している最寄の陸災防支部の会場を借用し実施することができる場合もあります。（別途施設利用料等が必要です。）

実施要件

次のすべての要件を満たすこと。

- 1 点検試験及び運転試験に使用する最大積載荷重1 t～1.5 tのカウンターバランスフォークリフト（トルコン車）を各1台、又は最大積載荷重1 t～1.5 tのリーチフォークリフト（バッテリー車）を各1台用意できること
- 2 次に定める運転試験コース（障害物の設置含む）を設定できること

【[カウンターバランス運転試験レイアウト](#)】

【[リーチ運転試験レイアウト](#)】

なお、運転試験コースは、平坦で凹凸のない路面であること

- 3 積載荷重（500kg程度）及び架台を用意できること
- 4 学科試験、点検試験、運転試験、受検者待機場所、審査員控室等、試験実施に必要な施設を用意できること
- 5 出張試験受検予定者数が1回10人以上～20人以下であること
上記人数を下回る場合または上回る場合は、別途協議

1 実施申請書の提出

企業等は、出張試験実施を希望する日の3か月前を目途に、陸災防本部まで出張試験実施申請書を提出してください。

【[出張試験実施申請書](#)】

2 実施可否の事前確認

出張試験を実施できる施設・環境かどうかの事前確認及び打合せを行います。

（※初めて受検する企業等は、検定が実施できる施設・環境かどうか事前の現地確認を行います。その際、実施管理者の出張旅費が必要となります。2回目以降の受検は事前確認を行いません。）

3 受検者申込書の提出

受検者が決まりましたら、各受検者毎の受検者申込書を陸災防本部へ提出してください。

[【受検者申込書】](#)

4 請求書の送付

受検予定者分の受検料及び出張試験実施費用の請求書を送付します。

<出張試験の費用について>

- 1 出張試験実施費用：55,000円（税込）
但し、10人を超える場合は、受検者1人当たり5,500円（税込）加算
- 2 受検者1人当たり：
会 員：実技22,000円＋学科5,500円＝27,500円（税込）
非会員：実技26,400円＋学科6,600円＝33,000円（税込）
- 3 出張試験実施時の審査員、実施管理者の出張旅費（受検者の人数、開催地により異なります。）
- 4 実施可否の事前確認を行った際の実施管理者の出張旅費（初めて受検する企業等のみ）

5 検定費用の振込

送付した請求書の検定費用を、出張試験実施前までにお振込みください。

6 出張試験実施

陸災防から実施管理者及び審査員が企業等の施設（試験会場）に出張し、企業等の受検者に検定2級試験を実施します。

点検試験、運転試験の試験項目等は、次のとおりです。

[【カウンターバランス作業開始前点検項目】](#) [【リーチ作業開始前点検項目】](#)

[【カウンターバランス点検試験参考動画】](#) [【リーチ点検試験参考動画】](#)

[【カウンターバランス運転操作手順】](#) [【リーチ運転操作手順】](#)

[【カウンターバランス運転試験参考動画】](#) [【リーチ運転試験参考動画】](#)

[【カウンターバランス・リーチ共通 停止線審査要領】](#)

7 合格証等の送付

出張試験実施日のおおむね2週間後を目途に、出張試験の結果に基づき、合格証等を送付します。

お申込み・問合せ先

陸上貨物運送事業労働災害防止協会
技術管理部 TEL 03-3455-3857



陸災防「令和7年度安全衛生標語」優秀作品を決定しました

陸災防では、企業・事業場における安全衛生意識の高揚を図り、自主的な安全衛生活動の推進に寄与することを目的に、「令和7年度安全衛生標語」の募集を行ったところ、5,377作品のご応募をいただきました。

ご応募いただきました皆様、誠にありがとうございました。

この度、ご応募いただいた作品の中から優秀作品を決定しました。

優秀作品は、今後陸災防の労働災害防止強調運動のスローガンやポスター等に用いる他、企業・事業場で広く活用していただくこととしています。

優秀作品は、令和7年11月13日（木）に群馬県高崎市にて開催する第61回全国陸上貨物運送事業労働災害防止大会in群馬において表彰いたします。



創立60周年記念第60回全国陸上貨物運送事業労働災害防止大会において、令和6年度荷役部門最優秀賞受賞者へ表彰を行いました。

令和7年度 安全衛生標語 優秀作品

応募総数：5,377（敬称略）

荷役部門

[最優秀賞]

気を付けて！ 荷台の高さも命取り 踏台・手すり・ヘルメット

茨城県 株式会社ロジス・ワークス 茨城事業所 森腰 由利子

荷役部門最優秀賞作品は、令和7年度夏期労働災害防止強調運動のスローガンとし、同運動紙のぼり、安全ポスターNo.87に使用しています。

[優秀賞]

ヒヤリハットを無駄にせず 荷主と協力すぐに改善

安心安全な職場作り

福岡県 井筒屋サービス株式会社 高松 一雄

[入選]

荷主と連携 荷役作業の危険を共有 リスク排除で安全確保！！

神奈川県 株式会社ロジス・ワークス 安全環境品質部 荒川 仁

[入選]

リフト作業 危険な所は見えないツメ先 必ず目視で安全確認

福島県 帝北ロジスティックス株式会社 倉庫事業部 高野 正之

交通部門

[最優秀賞]

毎日通るルートでも 気付かぬ危険がそこかしこ

気を引き締めて安全運転

福岡県 株式会社ロジス・ワークス 九州流通センター 小野 竜嗣

[優秀賞]

慣れた場所 知ってる場所でも下車確認 未然に防ごうバック事故

福島県 株式会社帝北ロジスティックス

福島トラックステーション第二営業所 後藤 和雄

[入選]

右・左、、 指差し呼称と首振り確認 安全行動の第一歩

宮城県 株式会社ロジス・ワークス 仙台事業所 春山 三千生

[入選]

しっかりと顔を合わせて対面点呼 顔色一つで防げる災害

静岡県 静脈産業株式会社 中村 侑樹

健康部門

[最優秀賞]

熱中症 正しい知識と 正しい対処 即時の判断 命を守る

群馬県 陸上貨物運送事業労働災害防止協会 群馬県支部 吉田 彩愛

健康部門最優秀賞作品は、熱中症対策リーフレット（本誌7～8頁掲載）等に使用することとしています。

[優秀賞]

適度なストレッチを習慣に みんなで取り組む腰痛予防

岐阜県 陸上貨物運送事業労働災害防止協会 岐阜県支部 河合 直美

[入選]

受診しよう 心と身体の小さなサイン ストレスチェックで総点検

福島県 岩代運送株式会社 阿部 真希

[入選]

身体の異変 気付いた時は 即行動

福島県 全農物流株式会社 福島支店 渡部 光一郎

(注) 当協会の安全衛生標語を使用される場合は、事前に陸災防本部までご連絡ください。

陸災防本部広報課 TEL : 03-3455-3857

小企業無災害記録表彰〔令和7年4月〕

	事業場名	労働者数	無災害期間	支部名
第1種	南部運送株式会社	10人	令和4年1月18日～令和7年1月17日	岐阜県
第3種	株式会社エスライン各務原瑞穂RDC	23人	平成29年12月22日～令和6年12月21日	岐阜県
第4種	株式会社アジア運輸前橋営業所	37人	平成27年3月12日～令和7年3月11日	群馬県
第5種	中越テック株式会社群馬営業所	36人	平成22年2月16日～令和7年2月15日	群馬県

陸災防では、常時50人未満の労働者を使用する事業場の無災害記録について、表彰を行っています。この無災害記録には、第1種から第5種までの5種類があり、第1種は3年間、第2種は5年間、第3種は7年間、第4種は10年間、第5種は15年間の無災害を称えるものです。

●申請方法

本表彰は、会員事業場からの申請により実施しています。申請に当たっては、各都道府県支部にお申し出ください。事業場の安全衛生に対する取組を応援するため、この制度をご活用ください。

【支部の活動（フォークリフト運転競技大会）】
全国フォークリフト運転競技大会参加に向け、各都道府県で競技大会が開催されます

陸災防が9月27日(土)、9月28日(日)中部トラック総合研修センター（愛知県みよし市）にて実施します「第40回全国フォークリフト運転競技大会」への参加選手推薦のため、また、労働災害防止の推進のため、各都道府県支部で「フォークリフト運転競技大会」が開催されます。各支部の大会開催日をご紹介します。

令和7年度 支部開催「フォークリフト運転競技大会」開催一覧

都道府県	開催日	都道府県	開催日	都道府県	開催日	都道府県	開催日
北海道	8月2日(土)	千葉県	学科:7月22日(火) 実技:7月26日(土)	三重県	7月5日(土)	愛媛県	6月29日(日)
青森県	7月12日(土)	東京都	8月30日(日)	滋賀県	7月26日(土) 共同開催	高知県	8月30日(土)
岩手県	学科:6月28日(土) 実技:7月26日(土)	神奈川県	7月20日(日)	京都府		福岡県	9月7日(日)
宮城県	7月20日(日)	新潟県	7月6日(日)	大阪府		佐賀県 (予定)	7月19日(土)
秋田県	7月開催を 検討中	富山県	7月25日(金)	奈良県	8月30日(土)	熊本県	7月6日(日)
山形県	7月19日(土)	石川県	8月23日(土)	和歌山県	8月26日(火)	大分県	7月19日(土)
福島県	6月21日(土)	福井県	8月23日(土)	岡山県	8月1日(木)	宮崎県	8月30日(土)
茨城県	5月17日(土)	長野県	6月28日(土)	鳥取県	8月1日(金)	鹿児島県	7月26日(土)
栃木県	7月12日(土)	岐阜県	8月22日(金)	山口県	7月11日(金)	沖縄県	8月23日(土)
群馬県	7月26日(土)	静岡県	8月23日(土)	徳島県	6月29日(日)		
埼玉県	7月26日(土)	愛知県	6月21日(土)	香川県	5月31日(土)		

災害事例
と
その対策

トラック荷台からの墜落災害 —その昇降設備、安全ですか？—

トラックの後部追突防止装置であるリアバンパーは、保安基準を満たしたものが設置され、多くのドライバーが昇降設備としても使用しています。本件災害が発生した事業場では、新・旧型のトラックが混在し、そのうち旧型トラックのリアバンパーは、踏面の奥行き及び車体からの張り出し不足のため、安全に昇降できると認められないものが設置してありました。今回は、その旧型トラックで発生した墜落災害を紹介します。

1 事業の種類：一般貨物自動車運送業

（事業場規模：10人以上50人未満）

2 発生日時：10月 午前9時30分頃

3 発生場所：納品先店舗の駐車場（屋外）

4 被災者：運転手 63歳 男性

5 傷病の程度：右肘粉碎骨折、休業3月

6 災害発生状況

3.55 tの旧型トラック（バン車、荷台高さ1.05 m）のリアバンパーのステップ（高さ59 cm、奥行き5 cm、アルミ製）に足をかけて降りている時、雨が降っていたため、足が滑り右方向に倒れて、その際に右肘を道路に強打して粉碎骨折したもの。

なお、被災時は、荷物を手に持っておらず、荷台端の中央部から手を荷台に着いて後ろ向きに降りようとしていた。

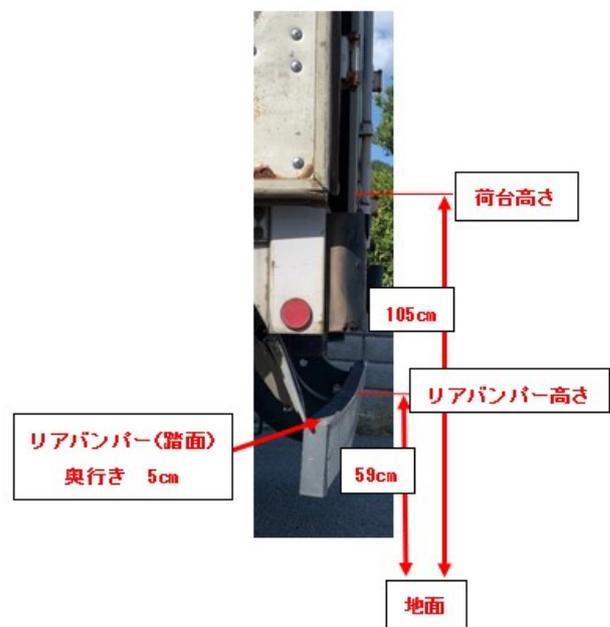
7 推定される災害の原因と問題点

- 旧型トラックに設置されていたリアバンパーは、①奥行き5 cmで、②車体から1 cm程度しか張り出しておらず、③バンパーから地面までの段差が59 cmと離れすぎていて、安全な昇降設備とは認められないにもかかわらず、リアバンパーに足を乗せて降りようとしたこと。
- 旧型トラックには、昇降の際に三点支持ができるグリップが備え付けられていなかったこと。
- 被災者は、耐滑性のないプロテクティブスニーカーを履いており、かつ、雨天で滑りやすかったこと。
- 安全衛生推進者が荷台への昇降方法につ

いて、関係労働者に安全教育をしていなかったこと。

8 再発防止対策

- 旧型トラックの荷台に昇降する際には、可搬式の昇降設備（地面から踏面（2段以上の場合は段差ごと）の段差が50 cm以内のもの）を使用すること。
なお、反復・定例的に荷役作業を行う荷主等には、安全な可搬式の昇降設備を用意してもらうよう、当該荷主等と協議することが望ましい。
- 可搬式の昇降設備は、昇降時における三点支持を確保するため、手すり付きのものを使用すること。
- 耐滑性がある安全靴又はプロテクティブスニーカーを履くこと。
- 安全衛生推進者が荷台への昇降方法について、関係労働者に対して安全教育を実施すること。

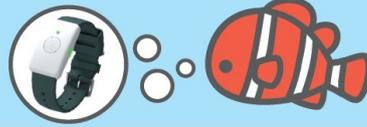


荷台上からリアバンパー（赤の破線部分）を見下ろしたところ、車体から約1 cmしか張り出していなかった

主唱：厚生労働省／労働災害防止団体等

令和7年 STOP! 熱中症

クールワークキャンペーン



厚生労働省、中央労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会などでは5月1日から9月30日まで「STOP!熱中症クールワークキャンペーン」を実施します。運送業における熱中症による死傷者数（速報値）は3年連続で増加しており、建設業、製造業に続き全業種のうち14%を占めています。また今年度は熱中症を重篤化させないための対策が罰則付きで強化されます。陸災防では熱中症対策用のグッズ、小冊子を会員様向けに特別価格で販売いたします。

A 熱中対策ウォッチ カナリアPlus™

通常価格 6,930円 ▶ 会員特別価格 **6,237円** (税込)

“あなたが熱中症になる前に音と光でお知らせ”します



01 簡単操作

電源ボタンを押し、手首に着用するだけでそのままご利用いただけます。

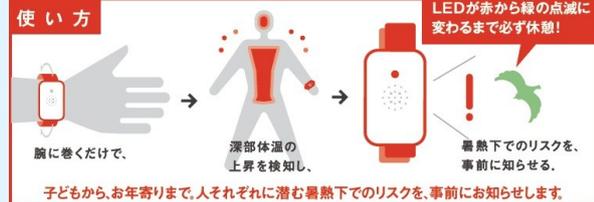
02 耐久性

防塵・防水性能は安心のIP67、夏のヘビーユースを想定した設計です。

03 管理不要

ワンシーズンで使い切りというコンセプトで充電する手間はありません。

日本製NETIS登録技術 特許取得済み技術 Biodata bank



暑熱下のリスクを検知して、あなたが一大事になる前にアラームとLED表示でお知らせし、塩分・水分補給や涼しい場所での休息を促す、5ヶ月使い切りのウェアラブルデバイスです。 ※数量に限りがあります。なくなり次第終了となります。

B マジクールEX

通常価格 1,628円 ▶ 会員特別価格 **1,384円** (税込)

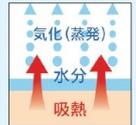
水を含ませて首に巻くだけで冷感が長時間持続するネッククーラー



繰り返し使えるのでエコで経済的!

MAGICOOL®

●サイズ:H55×W570mm



気化熱作用で首回りを冷却。太い血管が多く集まる頸部を冷やします。

熱中症対策のための「体制整備」、「手順作成」、「関係労働者への周知」が事業者にも罰則付きで義務化されました。(2025年6月より施行)



安全衛生ポスター 熱中症・現場対応



安全衛生ポスター 熱中症・暑さ指数



安全衛生ポスター 見逃さないで・熱中症



実践ポスター 熱中症・対策強化

通常価格 330円 ▶ 会員特別価格 **280円** (税込)

通常価格 462円 ▶ 会員特別価格 **392円** (税込)

陸災防 会員様向け特別案内 熱中症対策 図書・用品

令和7年 STOP! 熱中症

クールワークキャンペーン



G 働く人の熱中症予防

～暑さから身を守ろう～

通常価格 110円 ▶ 会員特別価格 **94円** (税込)

中央労働災害防止協会 編

8頁 / 4色刷 A5判

熱中症の症状、水分や塩分の補給のしかた、救急処置などについてイラスト入りでわかりやすく解説。人が汗をかく仕組みやアイススラッシャーによるプレクーリングの効果なども紹介。

改訂 第2版 熱中症・夏場対策にはこの一冊！

H リスクを知って防ごう熱中症

発症時、緊急時の措置を確認！

通常価格 275円 ▶ 会員特別価格 **238円** (税込)

堀江 正知 監修 中央労働災害防止協会 編

16頁 / 4色刷 A6判

現場の職長、リーダー向けにまとめた熱中症予防対策ポケットブック。暑さ指数(WBGT)の確認や作業中のチェックリストに加えて、救急処置の方法についても紹介。現場の日常的な管理に最適。

改訂 第4版

陸災防 会員様向け特別案内 熱中症対策 図書・用品 申込書

お申込先 **FAX 03-3453-7561** (こちらの商品のご注文は FAX のみで承っております)

■ FAX送信用ご注文書

2025

貴社名				
ご住所〒				
ご所属				ご担当者
TEL				FAX
品名	No.	金額 (税込)	数量	
A 熱中対策ウォッチ カナリア Plus	45383	6,930円 ▶ 6,237円		
B マジクール EX	45366	1,628円 ▶ 1,384円		
C 安全衛生ポスター 熱中症・現場対応	31942	330円 ▶ 280円		
D 安全衛生ポスター 熱中症・暑さ指数	31910	330円 ▶ 280円		
E 安全衛生ポスター 見逃さないで・熱中症	31892	330円 ▶ 280円		
F 実践ポスター 熱中症・対策強化	31513	462円 ▶ 392円		
G 働く人の熱中症予防 ～暑さから身を守ろう～	21548	110円 ▶ 94円		
H リスクを知って防ごう熱中症	21630	275円 ▶ 238円		

● 掲載の用品・図書・発送料は、消費税10%込みの価格となっております。 ● 商品は中央労働災害防止協会より発送されます。請求書を別途郵送いたします。

① 図書一冊のみを購入の場合	440円
② ポスター1枚のみをご購入の場合	880円
③ 購入図書・用品の合計額が11,000円未満の場合	990円
④ 購入図書・用品の合計額が11,000円以上22,000円未満の場合	1,870円
⑤ 購入図書・用品の合計額が22,000円以上110,000円未満の場合	2,640円
⑥ 購入図書・用品の合計額が110,000円以上の場合	無料

※ 新製品については、入荷状況により発送が遅れる場合があります。
 【キャンセル】ご注文商品出荷後のキャンセルはできません。
 【返品・交換】商品の不具合、当方の不備を除き、お客様の都合によるご注文商品の返品・交換は受けできません。

お申込 お問い合わせ先：陸上貨物運送事業労働災害防止協会 TEL 03-3455-3857

商品に関するお問い合わせ先：中災防 出版事業部 企画開発課 TEL 03-3452-6844

業種別労働災害発生状況（令和7年速報値）

令和7年4月4日現在

死亡災害						
	令和7年1月～3月 [速報値]		令和6年1月～3月 [速報値]		対前年比較	
	死亡者数(人)	構成比(%)	死亡者数(人)	構成比(%)	増減数(人)	増減率(%)
全産業	142	100.0	124	100.0	18	14.5
製造業	23	16.2	27	21.8	-4	-14.8
建設業	39	27.5	43	34.7	-4	-9.3
交通運輸事業	0	0.0	0	0.0	0	0.0
陸上貨物運送事業	22	15.5	17	13.7	5	29.4

死傷災害						
	令和7年1月～3月 [速報値]		令和6年1月～3月 [速報値]		対前年比較	
	死傷者数(人)	構成比(%)	死傷者数(人)	構成比(%)	増減数(人)	増減率(%)
全産業	22,158	100.0	21,655	100.0	503	2.3
製造業	4,513	20.4	4,548	21.0	-35	-0.8
建設業	2,259	10.2	2,311	10.7	-52	-2.3
交通運輸事業	628	2.8	570	2.6	58	10.2
陸上貨物運送事業	2,866	12.9	2,840	13.1	26	0.9

事故の型別 死亡災害発生状況（陸上貨物運送事業 速報値）

令和7年4月4日現在

	合計	墜落・転落	転倒	飛来・落下	崩壊・倒壊	激突され	はさまれ・巻き込まれ	交通事故（道路）	交通事故（その他）	その他
令和7年1月～3月	22	3	0	3	2	1	0	11	1	1
令和6年1月～3月	17	4	0	1	0	2	4	5	0	1
対前年増減	5	-1	0	2	2	-1	-4	6	1	0

(注)この表の右端の列の「その他」は、「墜落・転落」～「交通事故(その他)」以外をまとめたもの

事故の型別 死傷災害発生状況（陸上貨物運送事業 速報値）

令和7年4月4日現在

	合計	墜落・転落	転倒	激突	飛来・落下	崩壊・倒壊	激突され	はさまれ・巻き込まれ	交通事故（道路）	交通事故（その他）	動作の反動・無理な動作	その他
令和7年1月～3月	2,866	785	708	160	131	51	154	256	169	0	399	53
令和6年1月～3月	2,840	768	613	208	123	58	130	294	144	3	444	55
対前年増減	26	17	95	-48	8	-7	24	-38	25	-3	-45	-2

(注)この表の右端の列の「その他」は、「墜落・転落」～「動作の反動・無理な動作」以外をまとめたもの

詳細は、陸災防ホームページ<http://www.rikusai.or.jp/>に掲載

資料出所:厚生労働省

【死亡災害】

死亡災害は22人となり、前年同月と比べて5人の増加となった。事故の型別で見ると、「交通事故（道路）」が11人と最も多く発生しており、前年同月からは6人の増加となった。「飛来・落下」は前年から2人の増加となっている。

【死傷災害】

死傷災害は2,866人となり、前年同月と比べて26人の増加となった。主な事故の型別の状況を前年同月の状況と比較すると、「転倒」（+95）、「墜落・転落」（+17）「交通事故（道路）」（+25）も増加している一方で、「激突」（-48人）、「動作の反動・無理な動作」（-45人）、「はさまれ・巻き込まれ」（-38人）が大きく減少している。

陸運業 死亡災害の概要（令和7年）

令和7年4月4日現在
陸災防調べ

災害発生 年月日	事故の型	起因物	性別	年齢	職種	経験 期間	被災時の 作業内容	災害の概要
7年 3月 17日	交通事 故（道 路）	トラック	男性	27	貨物自 動車運 転者	3年	貨物自動 車の運転	被災者は、荷主先からセミトレーラ（最大積載量21.4t、積載約20t）をけん引して走行中、路面がアイスバーンのため時速20～30kmの低速で走行していたものの、右カーブでスリップして反対車線の路肩から転落した際にけん引車のキャビンが電柱と接触し大破したもの。
7年 3月 11日	交通事 故（道 路）	トラック	男性	32	貨物自 動車運 転者	3年	宅配便の 配達業務	トラックによる配達業務に従事していた被災者は、集配のために傾斜している道路上に前方を下り方向した状態でトラックを停車させてエンジンを切ったところ、トラックが動き出して約20m下り坂を走行した後に横転し、そのトラックの後部付近で倒れている被災者が発見された。被災者はトラックを停車させた後に輪止めを設置するために運転席を降りたときに逸走し、横転した際にトラックの側面と地面挟まれて被災したと考えられる。雨が降って濡れている傾斜した道路の上にトラックを停車させ、かつ左側の前輪と後輪が排水用グレーチングの上に乗っていたため逸走したものと推定。
7年 3月 11日	交通事 故（その 他）	トラック	男性	55	運転者	10 年	トラック （新車）の 陸送	被災者がトラックを運転して、片側3車線の港湾道路の第二通行帯を走行していたところ、第一通行帯に停めてあった海上コンテナ台切りシャーシの後部右角に、トラック左前部から衝突したもの。なお、災害発生場所は、港湾局が管理する港湾道路（港湾施設）であり、道路交通法の適用を受けない私有地となる。
7年 2月 21日	交通事 故（道 路）	トラック	男性	54	貨物自 動車運 転者	0ヶ 月	10tトラ ックの運転	国道上の橋の約10m下の河川敷において、車底を上にした10tトラックと、その傍に被災者が倒れているのを通行人が発見した。当該トラックは鉄骨（総重量5t）を運搬していたもの。災害発生現場は進行方向に向かって緩やかな右カーブで約3度の下り勾配の道であった。被災者は発見後に病院に搬送されたが、死亡が確認された。走行中のトラックが、何らかの理由により道路の車両通行帯から逸れて走行し、路肩のガードレールを超えて転落したと推定。
7年 1月 11日	2m以上 からの 墜落・転 落	人カクレーン等	男性	35	貨物自 動車運 転者	5年	レバーク ロックに よる荷の 吊り上げ 作業	射出成型機搬出作業のため、射出成型機上部のシリンダー部品（約1t。以下「同部品」という。）の取外しのため、天井開口部上にH鋼2本を固定せずに置き、H鋼下部にレバークロックを設置し、同部品の2箇所玉掛を行った。被災者が同部品に乗り（高さ約4m）、両手で両方のレバークロックを操作し、同部品を吊り上げていたところ、上部のH鋼1本が外れ、同部品と共に被災者が墜落し、落ちてきた同部品の下敷きになったもの。原因は天井開口部上のH鋼を固定させなかったこと及び墜落防止措置を講じずに当該作業を行なったことと推定。

(注) 後日、内容については、削除又は記載内容を修正する場合があります。

陸災防の動き

4月 ・ 令和7年度安全衛生標語優秀作品選考・決定

第61回全国陸上貨物運送事業労働災害防止大会in群馬 のご案内

開催日時 令和7年11月13日(木)
13:30~17:00 (開場 12:30)
会 場 Gメッセ群馬
群馬県高崎市岩押町12-24



高崎だるま（観光ぐんま写真館提供）

©群馬県 ぐんまちゃん
00989-01

富岡製糸場（画像提供 富岡市）

編集後記

異常気象と言われた昨年の夏は猛暑日が続きました。気象庁が4月25日に発表した5月から7月の3か月予報によると、今年も50%以上の確率で「高い見込み」とされており、地球温暖化の影響等により大気全体の気温が高くなると予想されています。

そこで、今月は職場における熱中症対策について取り上げました。4月15日に厚生労働省令が公布され、新たに「熱中症を生じるおそれのある作業」に係る条文が新設され、6月1日から施行されることになりました。皆さんの職場でも「命を守る」熱中症対策を徹底してまいりましょう。

今月の表紙 富岡製糸場 繰糸所（群馬県富岡市）

上信電鉄上州富岡駅から15分ほど歩いた鐺川の畔に、我が国の近代遺産の一つである富岡製糸場があります。

明治5年にフランスの技術を導入し、富岡市に官営模範工場として設立された富岡製糸場は、当時世界最大級の器械製糸工場であり、平成26年に「富岡製糸場と絹産業遺産群」として世界遺産に登録されました。

陸運と安全衛生 2025年5月号 No.676

2025年5月10日発行

毎月1回10日発行

発行所 陸上貨物運送事業労働災害防止協会
〒108-0014 東京都港区芝5-35-2
安全衛生総合会館内
電話:03-3455-3857

(印刷物による年間購読料6,600円(税込・送料込み))